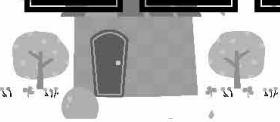


八溝山周辺地域定住自立圏 広域無料法律相談

■日 時 10月12日(木)午後1時30分～4時30分
 ■場 所 トコトコ大田原3階 市民交流センター
 ■内 容 弁護士による無料法律相談 1人20分
 ■定 員 18名(定員になり次第締め切り)
 ■申込方法 10月5日(木)から11日(水)の間に電話で予約してください。
 ■申込み・問合せ 大田原市総務課 ☎0287-23-1111

無料相談会



○行政相談

▼日 時 10月20日(金)午前9時～
 ▼会 場 ゆめプラザ・那須
 ▼内 容 行政上の困りごと
 ▼応対者 平山英夫行政相談委員
 ▼問合せ (自宅) ☎725234

(木)午後1時30分～3時30分
 ▼会 場 不動産会館県北支部
 ▼内 容 不動産取引など
 ▼応対者 相談員 2名
 ▼問合せ 須塩原市 ☎6677
 ▼内 容 法律上の困りごと
 ▼応対者 担当弁護士 1名
 ▼問合せ・申込み 住民生活課戸籍係 ☎726908

4時

▼会 場 ゆめプラザ・那須
 ▼内 容 法律上の困りごと
 ▼応対者 担当弁護士 1名
 ▼問合せ・申込み 住民生活課戸籍係 ☎726908

○長期間訪問がない場合でも、使わない薬は自分の判断で処分せず、解約を申し出て引き取つてもらいましょう。

○配置薬の販売員には、法律により身分証明書の携帯が義務付けられています。来訪時には、提示を求め、連絡先をメモしておきましょう。

消費の豆知識

使用期限が切れた配置薬処分に注意して！



事例

配置薬の業者が、ここ6年ほど薬の入れ替えに来なかつたので、1年前に、残つていた使用期限切れの薬を廃棄した。しかし、最近になって突然、業者が来訪し、「もう一度、置かせてほしい」と勧説してきた。断つたところ、廃棄した分を含む薬代3万8千円を支払うように言われた。

(70歳代 女性)

（ひとつこと助言）

○「配置薬」とは、販売員が消費者宅へ薬を預け、次回の来訪時に消費者が使った分の薬代を支払う仕組みです。配置薬は、勝手に処分するとその分の代金を

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「那須町消費生活センター」へ！

■開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 ■時 間 午前9時～正午、午後1時～4時
 ■場 所 那須町役場内1階東側
 ■電 話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ
 土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

○那須町消費生活センター
 ☎028-625-2227